

一戸町告示第19号

条件付一般競争入札公告

令和8年2月5日

一戸町長 小野寺 美 登



1 工事概要

- (1) 工事名 鳥越ポンプ室追加滅菌設備設置工事（ゼロ債）
(2) 工事場所 岩手県二戸郡一戸町一戸字大越田地内
(3) 工事内容 機械設備工 滅菌装置 ユニット型残塙計付 N=1台
(4) 工期 200日間

2 入札予定日 令和8年2月20日（金）午前 11時00分

会場 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9

一戸町役場庁舎 3階 大会議室

3 入札参加資格

- (1) 令和7・8年度町営建設工事請負資格者名簿に機械設備工事及び水道施設工事の登録がある者。
(2) 平成27年4月1日以降に、元請として水道施設の薬品注入設備工事（新設又は更新工事に限る。）の施工実績を有すること。
(3) 次に掲げる要件を満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
③ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（総合評定値を取得しているものに限る。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
⑤ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の申請の日から落札決定の日までの期間に、次のいずれかに該当していないこと。

ア 町営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 15 年 11 月 25 日制定。以下「措置基準」という。）及び県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日岩手県制定）に基づく指名停止又は文書警告を受けている者であること。

イ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定により対象工事に対応する業種について岩手県において営業の停止を命ぜられた者で、申請の日から落札決定の日までの間にその処分の期間が経過していない者であること。

⑥ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出日現在において措置基準に基づく文書警告を受けてから 1 月を経過していること。

⑦ ① に示した工事に 2 に示す入札日までに雇用している者を主任技術者として配置できること。

⑧ 町税の滞納がないこと。

⑨ 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

4 照会先 郵便番号 028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9
一戸町上下水道課 電話番号 0195-33-4852

5 入札説明書の配付期間及び配付場所 令和 8 年 2 月 6 日（金）から令和 8 年 2 月 13 日（金）までの一戸町の休日に関する条例（平成 2 年一戸町条例第 8 号）に規定する一戸町の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、4 の場所で交付。

6 申請書類 一戸町上下水道課が配付する条件付一般競争入札参加資格確認申請書（町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札実施要領（平成 24 年一戸町告示第 97 号。以下「要領」という。）様式第 2 号）を提出するものとする。

7 配付期間並びに配付場所及び申請書類の提出場所 令和 8 年 2 月 6 日（金）から令和 8 年 2 月 13 日（金）までの休日を除く毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、4 の場所に持参のうえ、1 部を提出することとし、郵送による提出は認めない。

8 設計図書の閲覧及び貸出 令和 8 年 2 月 6 日（金）から令和 8 年 2 月 19 日（木）まで休日を除く毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、4 の場所で閲覧及び貸し出しをする。貸し出しあは、1 者当たり 2 時間とする。

9 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金は免除する。
- (3) 契約保証金は契約額の 100 分の 10 以上の額を納付すること。ただし、一戸町財務規則（昭和 50 年一戸町規則第 17 号）第 132 条第 1 項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、一戸町財務規則第 131 条第 1 号又は第 2 号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 本工事は、予定価格を事後公表とすること。
- (5) 入札時に積算の内訳（数量、単価及び金額）を明らかにした工事費内訳書（要領様式第 7 号）を提出すること。工事費内訳書と第 1 回目の入札書の金額は一致させることとし、一致しない場合は失格となること。なお、入札と同時に工事費内訳書を提出できない場合は、当該入札に参加できないこと。
- (6) 6 の書類に虚偽の記載をした者に対しては、措置基準に基づき、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 6 の書類の提出者には、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（要領様式第 6 号）を令和 8 年 2 月 18 日（水）までに送付する。
- (8) 3 の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。
- (9) 入札参加資格がないと認められた申請者は、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知のあった日から令和 8 年 2 月 19 日（木）までの間、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
- (10) その他詳細については、一戸町上下水道課が配付する条件付一般競争入札説明書及び条件付一般競争入札心得による。
- (11) 本工事は、債務負担行為に基づく契約であり、請負代金（前払金を含む）の請求時期は、令和 8 年 4 月 1 日以降とすること。